

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 令和3年度 事業計画

目 次

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	2
II	基本方針	3
III	セクション別重点目標	4
	1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します【法人運営室】	4
	2. 世代を超えた多様な生活課題をキャッチし、多種職と連携を図り「その人らしい生活」 を支えるサービスを目指します【地域福祉課 福祉事業係】	4
	3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目指します 【地域福祉課 地域支援係】	4
	4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます 【地域福祉課 南部地域包括支援センター】	5
	5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目指します 【在宅介護課 居宅介護支援係】	5
	6. 利用者や家族の想いに寄り添って、その人らしく自宅での生活が継続できるよう支援します 【在宅介護課 訪問介護係】	5
	7. 利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを提供します 【通所介護課 通所介護係】	6
IV	事業活動計画	6
	1. 法人運営室	6
	2. 地域福祉課 福祉事業係	7
	3. 地域福祉課 地域支援係	7
	4. 地域福祉課 南部地域包括支援センター	8
	5. 在宅介護課 居宅介護支援係	9
	6. 在宅介護課 訪問介護係	9
	7. 通所介護課 通所介護係	9
	8. チーム運営	10

I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって失業した方や大幅な減収に陥った方からの相談は増加し、相談件数に比例して生活福祉資金貸付制度(特例貸付)の申請件数は、大幅に増加して過去最高件数となっています。

このような状況の中、国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために17分野にわたるゴール(目標)と169のターゲットが設定され、我が国においても、SDGsアクションプラン2020が策定されました。人権や貧困、教育、健康などの福祉課題は当然ながら、環境問題や防災、社会づくりなどの分野においても、地域福祉を推進する中核団体として社会福祉協議会への期待はますます高まるものと考えられます。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を旨として、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

平成29年度の社会福祉法人制度改革以降、社会福祉法人が保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること(地域公益事業)が求められており、令和3年度は5か年計画の最終年度を迎えるため、総仕上げの段階を迎えることから、現在直面している課題に積極的に予算投入する必要があります。

近年、社会福祉事業を実施するためには、専門職の確保が不可欠ですが、人材不足は深刻な社会問題となっており、介護職は有効求人倍率が4倍を大きく上回る状況となり、求人募集しても採用できる可能性は著しく低い状況が続いています。介護職員等特定処遇改善加算などを有効に活用し、人材の確保・育成、離職防止、定着促進などの取り組みを進め、人員配置についても柔軟に見直します。

Ⅱ 基本方針

基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

高齢化や人口減少が進行する中、福祉ニーズは多様化・複雑化してきており、地域の実状に応じたサービス提供体制の整備や人材確保、複合的な課題に対して分野横断的な対応が必要になってきています。

経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、8050問題、ダブルケアなどの要因によって、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、さらに新型コロナウイルスの影響で収入が減少・職を失うなど、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。これらの課題を受け止め、安心して暮らせる地域共生社会を実現していくために、各分野の連携を強化し、相談支援体制（絆ネットワーク）づくりを進めます。

また、既存の制度だけでは解決が困難な地域の生活課題などは、住民同士の助けあい・支えあいなど地域の中で支える基盤づくりを推進し、他団体との連携のもと支援できる仕組みを構築します。

基本方針2 住民の権利をまもり、地域生活を支えます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、地域生活を支えています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて失業や収入減少に陥り、生活に困窮している方が増加しているため、生活福祉資金特例貸付だけに限らず、関係機関との連携を密にし、住民に寄り添った相談援助に努めます。

基本方針3 時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします

社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

社会福祉の課題は拡大傾向にあるとともに、近年の福祉課題は複雑化してきているため、役員研修を実施し、専門職の確保、資質の向上等とあわせて引き続き事業実施体制の強化を図り、人員配置を見直します。

令和3年度は社会福祉充実計画の最終年度でもあることから、令和2年度決算により算定される社会福祉充実残高を有効に活用し、各種サービスの充実、人材育成、施設整備などを進めます。

Ⅲ セクション別重点目標

1. 経営体制の強化に向けた取り組みを推進します

【法人運営室】

福祉ニーズの複雑化や多様化、補助金収入の削減など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。これらの課題を解消するために、既存の事業を見直すための関係職員による会合の場を設け、理事会に提案することにより経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力します。

また、新たな福祉課題等への理解をさらに深めるため、理事、監事を対象とした研修を実施します。

法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、情報発信手段としてSNSを活用し、幅広い世代に対して積極的な情報提供・情報公開に努めます。

2. 世代を超えた多様な生活課題をキャッチし、多種職と連携を図り「その人らしい生活」を支えるサービスを目ざします

【地域福祉課 福祉事業係】

安心で豊かな暮らしを支える仕組みとして、子育て世帯に特化した「ファミリーサポート事業」や、子育て世代から障がいのある方、高齢者世帯までの生活支援を行う「ふれあいサポート事業」を実施し、助け合い、支え合い活動を安定的に提供するための支援体制の強化に努めます。

そのためには、専門職だけでなくサービスの担い手となる地域住民を養成し、柔軟に対応できる人材の増員を目ざします。

また、地域における要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の生活課題を解消するために、個人に寄り添い、人間関係や社会関係との繋がりを築くことで新たなニーズを的確にキャッチし、多種職と連携を図りながら身近な困りごとの解決に努めます。

3. 生きづらさ・暮らしづらさを抱えた人に対する相談支援体制の強化を目ざします

【地域福祉課 地域支援係】

生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加する中、社会的孤立が大きな社会問題となっています。誰もが住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、福祉や生活課題の分野を問わず「丸ごと」支援できる相談支援体制が必要です。社協ふくし&相続相談や絆ネット構築支援事業などの相談機能を強化させることで地域や関係機関につなぐことができる対象分野に捉われない重層的・包括的な支援体制づくりを目ざします。

新型コロナウイルス感染拡大によって失業した方や大幅な減収に陥った方に対しては、生活福祉資金貸付制度（特例貸付）を中心に支援してきましたが、今後は順次償還の時期を迎えるため、相談援助にあたっては画一的な対応ではなく、状況や環境を十分に踏まえた柔軟な対応を心がけます。

4. 地域包括ケアシステムの強化に取り組みます

【地域福祉課 南部地域包括支援センター】

少子高齢化、独居及び高齢者世帯や認知症高齢者の増加が進む中で、配慮が必要な人を支える家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化がニーズの多様化・複雑化につながってきています。

誰もが、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けられるには、どのような支援が必要か把握し、介護保険サービスのみならず医療・保健・福祉・住民主体の取組みなどの多様な社会資源につなげ、包括的及び継続的に支援していきます。

また、地域ケア会議を充実していき、個別ケースの検討や個別ケースの課題分析を積み重ねることで地域課題を浮き彫りにし、政策への提案につなげていきます。

5. 個別支援から地域支援につなぐ視点を意識して、利用者一人ひとりに寄り添う支援を目ざします

【在宅介護課 居宅介護支援係】

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成し、地域で安心して生活するために、個別支援から地域支援につなぐ視点を意識し、地域貢献活動（出前講座・認知症カフェ等）にも継続して取り組んでいきます。

さらなるサービスの質の向上を図るためにも研修に積極的に参加して自己研鑽に努めるほか、定期的に担当する利用者のケアプランを用いてケアプラン点検及び事例検討を行い、ケアマネジメントが適切であるか確認する機会を持ちます。

令和3年度介護保険法改正に伴い、積極的に加算取得を行うことで安定した事業収入の確保に努めます。また、経験年数が浅い職員でも働きやすい環境づくりを目ざし、人材の定着化と平均稼働率90%台を維持していきます。

6. 利用者や家族の想いに寄り添って、その人らしく自宅での生活が継続できるような支援します

【在宅介護課 訪問介護係】

要支援者及び要介護者や認知症高齢者、地域の障がい者が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、早朝（7時30分）から夜間（22時00分）の日曜日から土曜日まで活動を行い、利用者や家族の想いに寄り添った支援をします。

令和2年度は生活援助専用ヘルパーの採用を事業目標として掲げましたが、令和

3年度の介護報酬改定では、他の事業と比較しても改定率が低いこともあり、財源確保という意味では要介護の利用者に比重を置いて事業を積極的に進めていく必要があります。そのため、生活援助専用ヘルパーについては、採用時のキャリアパス職位を准ケアスタッフ①と位置づけ、生活援助から業務に携わることで、知識や経験、介護技術の習熟度にあわせて、将来的に身体介護も担っていけるように育成します。

また、自立支援・重度化防止の取り組みの推進が掲げられています。要支援者のサービスについては継続して介護予防相当サービスの利用者を受け入れます。

加えて、介護保険外である自費サービスを活用し、利用者の日常に密着したサービスを提供し、その人らしく生活することを支援します。

7. 利用者の自立支援に向けて必要な介護サービスを提供します。

【通所介護課 通所介護係】

利用者やその家族の生活を継続する上で必要な介護サービスを提供するために、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス・おたっしゅ倶楽部を運営します。

事業の運営にあたっては、利用者の尊厳を守り、自立支援や重度化防止を目的とした適切なサービス提供に努めます。

併せて、介護従事者の身体的な負担軽減及び業務の効率化を図るために、ノーリフトケア（抱え上げない介護）に基づく環境整備やICT機器の活用に取り組みます。

また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続して提供できるように、感染予防の取り組みや災害発生時の避難を含めた対応など、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進します。

IV 事業活動計画

1. 法人運営室

(1) 法人の運営に関する事務 8,731 千円

- ①正副会長会議（三役会議）の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事による監査の実施
- ④評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤役員・顧問及び評議員の改選事務
- ⑥給与事務
- ⑦労務管理・福利厚生事務
- ⑧人事にかかる事務

- ⑨予算案編成・決算案調整
- ⑩出納業務
- ⑪労働安全衛生に関する事務
- ⑫役員研修の実施
- (2) 情報発信及び事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進 1,281 千円
 - ①せいか社協だよりの発行
 - ②ホームページの充実
 - ③ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用
 - ④情報公開・個人情報の保護に関する業務
 - ⑤福祉サービス苦情解決事業の実施
- (3) 施設及び固定資産管理業務 12,461 千円
 - ①**デイサービスセンター保守点検管理業務【重点】**
 - ②職員駐車場管理業務
 - ③各種基金及び積立金の造成管理
- (4) 地域福祉活動計画進捗管理業務 77 千円
- (5) 職場内 ICT 化事業 220 千円
- (6) 職員資格取得促進事業 250 千円
- (7) 承認社会福祉充実計画の進行管理業務

2. 地域福祉課 福祉事業係

- (1) ふれあいサポート事業の実施 1,649 千円
- (2) 配食サービス事業の実施〈受託事業〉 5,470 千円
- (3) 紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉 4,530 千円
- (4) 外出支援サービス事業の実施〈受託事業〉 1,191 千円
- (5) 障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉 65 千円
- (6) ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉 3,576 千円
- (7) 日常生活用具等貸出事業の実施 14 千円
- (8) 地域福祉センターかしのき苑運営管理支援業務〈受託事業〉 3,044 千円
- (9) ひとりぐらし老人の会事務局の運営
- (10) 共同募金委員会事務局の運営
- (11) 各種イベントへの参加・協力
 - ①障害児者ふれあいのつどい
 - ②けいはんなふれあいコンサート

3. 地域福祉課 地域支援係

- (1) 会員増強運動の実施 503 千円
 - ①会員増強計画の作成

- ②普通会員・賛助会員・法人会員の募集
- ③各自治会への協力金の助成
- (2) 地域福祉活動の推進 1,238 千円
 - ①小地域福祉委員会（21か所）活動支援業務
 - ・小学校区圏域の校区連絡会の開催
 - ②地区福祉推進委員等研修会の開催
 - ③地域福祉活動ライブラリーの充実
 - ④高齢者ふれあいサロンへの活動支援
 - ⑤子育てサロンへの活動支援
 - ⑥小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進
 - ⑦障がい者サロンへの活動支援
 - ⑧テレフォンサービス事業の実施
- (3) ボランティア活動の推進 905 千円
 - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
 - ③ボランティア保険等に関する業務
 - ④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
- (4) 地域児童福祉活動助成事業の実施 360 千円
- (5) 生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉 3,637 千円
- (6) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉 3,925 千円
- (7) 成年後見支援センターの設置〈受託事業〉 5,362 千円
- (8) 第2層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉 3,156 千円
 - ※南部地域包括支援センターから変更
- (9) 住民の権利を守るための相談事業の実施 392 千円
 - ①弁護士による無料法律相談の実施
 - ②司法書士による無料法律相談の実施（山城南地区社協）
 - ③社協ふくし&相続相談の実施
- (10) 共同募金配分事業の実施 385 千円
- (11) 各種イベントへの参加・協力
 - ①ふれあいまつり
 - ②せいかまちづくり塾

4. 地域福祉課 南部地域包括支援センター

- (1) 包括的支援事業の実施〈受託事業〉 22,572 千円
 - ①予防給付等に関するケアマネジメント業務
 - ②総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ④介護者家族の会等の当事者の支援
- (2) 企業の社会貢献活動の支援業務 (まちの福祉サポート店事業) 82 千円
- (3) 介護者リフレッシュ事業の実施 (受託事業) 139 千円

5. 在宅介護課 居宅介護支援係

- (1) 居宅介護支援事業の実施 15,679 千円
 - ①ケアプラン等作成業務
 - ②要支援者ケアマネジメント業務 (受託事業)
 - ③介護保険要介護認定調査の実施 (受託事業)
 - ④介護相談業務の実施
 - ⑤ケアマネだよりの発行
- (2) 公益的取り組みの実施 153 千円
 - ①認知症カフェ DON Café の実施
 - ②家族交流会の実施
 - ③せいか祭り

6. 在宅介護課 訪問介護係

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの実施 38,419 千円
 - ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②個別ケア会議の開催
 - ③ヘルパー通信の発行
- (2) 障害者居宅介護事業の実施 2,633 千円
 - ①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②個別ケア会議の開催
- (3) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施 (受託事業) 1 千円
- (4) 訪問 (自費) サービスの実施 300 千円
- (5) 公益的取り組みの実施 153 千円
 - ①認知症カフェ DON Café の実施
 - ②家族交流会の実施

7. 通所介護課 通所介護係

- (1) 通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施 72,259 千円
 - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議への参加
 - ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
 - ④広報紙 (デイ通信) の発行
 - ⑤個別機能訓練の実施

- (2) 認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施 31,860 千円
- ①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
 - ②サービス担当者会議への参加
 - ③デイサービスセンター防災訓練等の実施
 - ④広報紙（デイ通信）の発行
 - ⑤ほっとぴあ運営推進会議の開催
- (3) 通所型サービスA「おたっしや倶楽部」の実施 2,685 千円
- (4) デイサービス昼食自炊化事業 1,276 千円
- (5) 公益的取り組みの実施 153 千円
- ①認知症カフェ DON Café の実施
 - ②家族交流会の実施
- (6) 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施
- (7) 第三者評価事業の受診 126 千円

8. チーム運営

- (1) 職員研修の実施 100 千円
- (2) 社協職員による出張セミナーの実施
- (3) マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
- (4) 居場所づくり支援事業（絆カフェ）の実施 103 千円
- (5) 絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉【重点】** 6,184 千円
- ①相談体制・ネットワーク作り
 - ②空き家等を活用した地域での多様な居場所づくり
 - ③社協内部の連携強化〈新規〉
- ※地域支援係から変更
- (6) 災害ボランティアセンター事務局の運営
- ※地域支援係から変更

注) 各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。